

告 示

埼玉県告示第千六百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー川口店

埼玉県川口市飯塚二丁目一番十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）オーケー株式会社 代表取締役 飯田勸

東京都大田区仲六郷二丁目四十三―二

（変更後）オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

ハ 変更年月日

平成二十八年九月十九日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十二月九日

二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

